

令和 5年 4月21日
四国地方整備局

建設業者に対する監督処分について

国土交通省四国地方整備局長は、下記のとおり建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商 号	代 表 者	所 在 地	許可番号
株式会社轟組	吉村 文次	高知県 高知市	国土交通大臣許可 (特-3)第000973号

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、虚偽の陳述を行ったことに対する再発防止に関する研修及び教育(以下「研修等」という。)の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を行うこと。
 - 引き続き施工現場等における安全管理体制の調査点検を行うとともに、安全管理体制の整備・強化を図ること。
- 前項各号について講じた措置(貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

3. 処分理由

(株)轟組が請け負った四国地方整備局土佐国道事務所発注の「令和3年度南国安芸道路西野地区改良第2外工事」において、令和3年12月4日、クレーンでつるした木製の型枠5枚(計100キロ)が落下し、男性作業員に当たる事故が発生したにもかかわらず、労働基準監督署の立入調査において、労働災害は発生していない旨の虚偽の陳述を行った。

本件については、法人としての轟組、土木部副部長、現場代理人が令和4年12月15日に高知簡易裁判所より労働安全衛生法違反で略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

(問合せ先)

四国地方整備局 建政部
計画・建設産業課 課長なかむら
中村 まどか (内線 6121)あまさき よしかず
◎課長補佐 尼崎 良和 (内線 6144)

電話(087)811-8314

◎主たる問い合わせ先